

令和6年

11月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和6年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年11月12日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（27名）

	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員		
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
	29番	遠田 裕己	委員					

4 欠席委員（2名）

1番 荘司太一郎 委員 28番 田村 晴久 委員

5 事務局職員出席者

事務局長	今野紀生	事務局次長	遠田 博	事務局次長	阿彦智子
農地係長	安倍 誠	主事	元木由紀子	専門員	佐藤久志
調整主任	齋藤敏夫	専門員	出嶋 亨		

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第51号 農用地利用集積計画について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○今野事務局長

おはようございます。

時間になりましたので11月の農業委員会定例総会、開会したいと思います。

では、開会に当たりまして齋藤会長より一言ご挨拶をお願いします。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○今野事務局長

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めることとなっておりますので、齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、1番、荘司太一郎委員、28番、田村晴久委員の2名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。

選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、2番、後藤保喜委員、3番、池田良之委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

報告事項につきましては、資料、議案の3ページ目からになります。

今回の報告事項につきましては、農地法第3条の3の届出書の受理についてが16件、農地法第5条の届出書の受理についてが1件、農地の現況等に係る照会に対する回答についてが4件、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが2件、以上23件となっております。

では、詳細につきましては事務局より報告お願いいたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第50号 農地法第3条の規定による許可申請に関しては、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
では、詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、14ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率利用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件において、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

酒田57番、本楯と宮内の畑と田、合計16筆、4万3,909平米。宮内の〇〇から同じく宮内の〇〇へ。関係は親子となっております。その他、使用貸借権の設定で農業者年金の伴わない経営移譲となります。

酒田58番、浜中の畑2筆、5,180平米。鶴岡の〇〇から同じく鶴岡の〇〇へ。関係は親子となっております。その他、使用貸借権の設定で、こちらは再設定となります。

続いて、酒田59番、吉田の畑2筆、123平米。富士見町二丁目の〇〇から吉田の〇〇へ。相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が酒田59番、8万1,300円、総額1万円からの割り返しとなります。譲受人が新規就農になっておりますので、別紙資料の2ページからをご覧ください。

エントリーシートを記入いただいております。譲受人が吉田の〇〇、60歳で、職業は公務員とありますけれども、来年が定年の予定ということで聞いております。今回、譲り受ける農地につきましては譲受人宅の隣接に当たる農地となります。譲り受けた農地では、夏はナスとキュウリ、秋は白菜を栽培したいということでご記入いただいております。労働力については〇〇ご本人1人ということでございます。

4ページをご覧ください。

農地利用についての確認書ということで、農地利用の要件を確認いただいて、ご署名をいただいております。

続きまして、酒田60番、浜中の畑3筆、2,817平米。浜中の〇〇から錦町一丁目の〇〇へ。相手方の要望は所有権移転です。

別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田60番、10アール当たりの売買価格が50万となっております。

続きまして、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、八幡6番になります。所有権移転で下青沢と大蕨の農地、合計6筆、8,141平米になります。譲渡人の下青沢の〇〇から受け人の〇〇へとなります。申請理由はその他、贈与になります。16ページ、お願いいたします。

八幡7番、こちらも所有権移転になります。小泉の田1筆、296平米。譲渡人は観音寺の〇〇から譲受人の小泉の〇〇になります。申請理由は相手方の要望で売買。

別紙資料1ページ、ご覧いただきたいと思います。

八幡7番になりますけれども、単価が10アール当たり35万円、総額10万3,600円となります。
八幡地区は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

おはようございます。

続きまして松山地区1件ございます。

松山9番 相沢字北森の畑1筆、3,258平米。畑、所有権移転で相手方の要望。譲渡人は石名坂の〇〇、譲受人は小見の〇〇です。

金額につきましては、別紙資料1ページをご覧ください。

こちら、松山9番、10アール当たりの単価が3万600円となっております。こちらは総額10万円からの割り返しでございます。こちらの畑3,258平米となっておりますが、半分以上が山となっております、実際耕作できるのが半分以下という形でこのような金額となっております。

松山は以上でございます。

○齋藤 均 議長

ここで暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前9時50分 再開

○齋藤 均 議長

それでは、再開いたします。

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

11月6日に第6班による農地調査委員会を行っております。議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見だったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めにお願いします。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第50号については許可決定といたします。

◎議第51号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第51号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○今野事務局長

議第51号 農用地利用集積計画につきましては、利用権の設定が7件の計画の申出がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について事務局より説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、17ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、全部効率利用要件、農業常時従事要件、自立・意欲・能力要件、認定農業者等、経営面積において、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめご協議をさせていただいております。

それでは、17ページ、一般事業、利用権の設定です。

公告年月日は令和6年11月18日の予定となっております。

本楯7番、3,466円の10年の申請です。こちらは譲受人が新規就農者となっておりますので、別紙資料の5ページをご覧ください。

5ページからが就農エントリーシートとなりまして、譲受人の方は北新町の〇〇、57歳で、前職として航空自衛隊となっております。今回、大豊田の農地を借りましてサツマイモの栽培をするということで、昨年からは鶴岡市で自然薯栽培を行っているということで、参考に8ページ、ご覧ください。

8ページに鶴岡の農地で、庄内赤川土地改良区所有の施設、畑になっているところを借りて自然薯栽培を行っているということで、参考資料となります。軽トラックは所有、今後、耕運機の購入を予定しているということで、販路は知人の農家へ出荷予定ということで伺っております。労働力については〇〇ご本人1人ということになっております。

7ページが農地利用についての確認書で、農地利用の要件を確認いただいて、署名を頂いております。

続きまして、上田の11番、1万円の10年の新規です。

東平田13番、1万円の10年の更新です。

次、八幡地区、お願いします。

○八幡総合支所 佐藤専門員

それでは、18ページ、ご覧いただきたいと思えます。

八幡地区は3件、全て更新となっております。

八幡25番、升田の田2筆、4,255平米。5年でお米30キロの賃借料となります。

八幡26番、赤剝の農地4筆、4,745平米。10年で賃借料はゼロとなっております。

八幡27番、大蔵の農地、1,840平米。10年で8,000円です。

八幡は以上です。

○平田総合支所 出嶋専門員

おはようございます。

それでは、続きまして平田33番になります。賃借料は全て1万円ということです。10年の新規です。利用権の設定は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長
農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員
8番、五十嵐です。
議第51号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長
これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方をお願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
議第51号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長 異議ないようですので、議第51号については計画決定といたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長
以上をもちまして、令和6年11月定例総会を閉会いたします。

午前10時1分 閉会